

金融円滑化基本方針

西尾信用金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、可能な限りお応えできるよう積極的かつ柔軟に努めるとともに、コンサルティング機能を発揮し、真に経営改善、事業再生等が図られるようお客様のご経営課題の解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・金融円滑化基本方針、金融円滑化管理方針および金融円滑化管理規定を理事会で決議しました。
- ・平成20年12月より中小企業経営者の事業資金等の悩みや、住宅ローンを利用され返済方法等の見直しをご希望される方のご相談にお応えするための相談窓口を全店舗に設置するとともに休日相談窓口で対応してまいりましたが、平成21年12月4日より中小企業金融円滑化法が施行されたことを受けて、金融円滑化管理責任者及び管理担当者を配置して相談窓口体制を強化しました。
- ・毎年7月、12月には平日にお時間のとれない方のために、通常の休日相談会に加えて土曜相談窓口を開設しています。
- ・中小企業者の事業について改善又は再生のための支援が必要な場合は速やかに営業店と企業支援部（中小企業診断士2名配置）が必要な場合には外部機関とも連携して対応します。
- ・条件変更対応保証制度の取扱いにあたり、平成21年12月15日、17日愛知県信用保証協会、名古屋市信用保証協会と覚書を締結しました。
- ・厳しい経済情勢の中、中小企業の資金調達を支援するため「がんばる中小企業応援ローン」を取扱っています。
- ・経済環境に対応した課題解決型金融のできる人材を育成するため、外部専門家を招いた研修及び本部による業種別目利き力養成研修を実施し、営業店等との連携態勢の整備に努めています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

※ なお、お客さまからの貸付条件の変更等に関する苦情相談は、次の相談窓口をご利用ください。

西尾信用金庫 コンプライアンス部 お客様相談課
フリーダイヤル 0120-108760